

教育委員会議事録

平成31年4月定例会

海老名市教育委員会

教育委員会議事録
(平成31年4月定例会)

- 1 日 付 平成31年4月25日 (木)
- 2 場 所 えびなこどもセンター201会議室
- 3 出席委員 教育長 伊藤 文康 教育委員 海野 恵子
教育委員 松樹 俊弘 教育委員 平井 照江
教育委員 酒井 道子
- 4 出席職員 教育部長 伊藤 修 教育部次長 萩原 明美
教育部参事 吉田 聡 参事兼教育総務 中込 紀美子
(学校施設担 課長
当)
就学支援課長兼 小林 丈記 教育支援課指導 鈴木 真
指導主事 係長
教育支援課教育支 浅井 大輔 学び支援課長 外村 智昭
援担当課長
- 5 書 記 教育総務課主事 湊 大輝
- 6 開会時刻 午後2時00分
- 7 付議事件
 - 日程第1 報告第2号 海老名市教育委員会関係職員の人事異動について
 - 日程第2 報告第3号 平成31年度海老名市教育委員会非常勤特別職の委嘱等について
 - 日程第3 報告第4号 海老名市文化財保護条例施行規則の制定について
 - 日程第4 報告第5号 海老名市文化財保存整備委員会条例施行規則の廃止について
 - 日程第5 報告第6号 海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部改正について
 - 日程第6 報告第7号 海老名市指定文化財保存管理等事業補助金交付要綱の改正について
 - 日程第7 報告第8号 海老名市部活動支援員派遣要綱の一部改正について
 - 日程第8 報告第9号 海老名市修学旅行検討委員会設置要綱の制定について
 - 日程第9 議案第13号 海老名市立歴史資料収蔵館設置条例施行規則の一部改正について
- 8 閉会時刻 午後4時15分

○伊藤教育長 本日は全員出席でございます。定足数に達しておりますので、これより教育委員会4月定例会を開会いたします。

本日は傍聴希望者がございます。傍聴希望者につきましては、教育委員会会議規則第19条に規定されておりますので、傍聴を許可したいと思いますのですが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって傍聴を許可します。傍聴人を入室させてください。

今会の署名委員は、平井委員、松樹委員にそれぞれよろしく願いいたします。

○伊藤教育長 次に、教育長職務代理者に関してでございます。新教育委員会制度になってから、委員さん方に1年ごとに職務代理者を輪番ということで順番に務めていただいております。海野委員には平成29年12月から平成31年3月31日という長い期間につきまして、申しわけなかったと思っていますけれども、お務めいただいたところでございます。順番としては次は松樹委員ということで、平成31年4月1日からさかのぼって、任期である平成32年1月31日まで教育長職務代理者をお願いしたいと思いますのですが、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは、松樹委員、職務代理者ということでよろしく願いいたします。

○松樹委員 皆さんのお力を借りながら、皆さんとともに頑張りたいと思いますので、またよろしく願いいたします。

○伊藤教育長 よろしく願いします。

なお、その後の順番ですが、平井委員が次年度、その次が酒井委員ということで務めていただきたいと思っておりますので、よろしく願いします。

○伊藤教育長 それでは、教育長報告に入ります。

3月8日(金)は、教育委員会3月定例会を行いました。教育課題研究会も行いました。この日、柏ヶ谷小学校がトンガ王国へ寄付する文房具の受領をしました。学校管理職・行政職等人事異動内示ということで、9日(土)にもあわせて行いました。

11日(月)は、皆さんにもご臨席いただきましたけれども、中学校卒業式(柏ヶ谷中学

校) ということで、その日は東日本大震災追悼のための黙とうの日でもございました。

12日(火)は、国際ソロプチミストチャリティコンサートに行き、図書寄贈を受けたところでございます。一般質問部内調整を行いまして、臨時校長会(人事説明)ということで、金曜日、土曜日等に説明した人事異動について校長会で説明いたしました。

13日(水)、14日(木)は、市議会第1回定例会一般質問(第1日目)、(第2日目)がございました。この一般質問の概要については、後ほど教育部長からまた説明をさせていただきますと思います。

15日(金)は、3月教頭会議がございました。

16日(土)は、海老名ジュニアフットサル大会、少年消防クラブ修了式がございました。

17日(日)は、皆さんにも参加いただいて、中学校吹奏楽部春のさわやかコンサートが行われました。

18日(月)は、主任児童委員との懇談会を行いました。

19日(火)は、文教社会常任委員会(予算審査)で、私は出席しないのですが、教育部長、次長以下で予算審査を受けたところでございます。さがみ野駅前交番開所式がございました。

20日(水)は、小学校卒業式(有鹿小学校)がございました。この前日に毒グモが出たということで、卒業式の日なのでございますけれども、子どもたちに毒グモ注意情報発信をしたところでございます。2回目です。

22日(金)は、海老名市交通安全対策協議会がございました。

23日(土)は、飛鳥ライオンズクラブ30周年記念式典がございました。

25日(月)は、第三学期修了式が行われ、朝のあいさつ運動(有鹿小学校)に伺いました。

26日(火)は、学校地域ネットワークづくり運営委員会、最高経営会議、庁内の会議があったところでございます。

28日(水)は、市議会第1回定例会本会議(閉会)で平成31年度予算のご承認をいただいたところでございます。新採用教員等希望者研修会ということで、今年度、もう既に新採用で入っている方々、また、臨任等の方々の年度前の希望の研修会を行いました。青少年健全育成連絡協議会がありました。

28日(木)は、社会教育委員会議があつて、学校予算説明会、あそびっ子パートナー情

報交換会がありました。

29日（金）は、年度最後の金曜日でしたけれども、教職員辞令交付式（辞職）ということで皆さんにもご出席いただきました。市職員教職員退任式もございました。海老名支援学校新井校長退職あいさつがありました。農業委員退任式がありました。週部会ということでございます。

年度が変わりまして、4月1日（月）は、教職員辞令交付式（異動、昇任、採用）ということで皆さんにもご出席いただきました。その後、新採用教員採用時研修会が行われました。教育委員会辞令交付式を行いました。農業委員任命式に出席しました。教育専門指導員等打合せを行ったところでございます。

2日（火）は、清川村教育長が就任あいさつに来られました。前教育長が村長になりましたので、新しく山田先生ということで、それまで厚木市教育委員会の職務代理者をなさっていた方が清川村教育長に就任されました。中学校の体育教員として働いていた方と伺っております。

3日（水）は、県央教育事務所長あいさつがありました。教育委員会施設新年度巡視ということで、教育部長、次長とも新しくなりましたので、教育委員会の施設を巡視したところでございます。週部会がありました。

4日（木）は、新任指導主事学習会、現職教育打合せがございました。

5日（金）は、第一学期始業式ということで、小中学校19校がスタートしたところでございます。中学校入学式（海西中学校）でございます。わかば学園の新園長があいさつに来られました。

6日（土）は、中央農業高等学校入学式に出席しました。

8日（月）は、午前中は有馬高等学校入学式に出席して、午後は市内小学校入学式（有馬小学校）に出席したところでございます。

9日（火）は、海老名小東側特殊地下壕対応状況説明ということで、危機管理課から説明があったところでございます。補助指導員打合せ会がありました。教科用図書事務担当者会がありました。

10日（水）は、週部会があつて、4月校長会議（第1回）がありました。小中外国語教育担当者会議がありました。

11日（木）は、図書館指定管理モニタリングということで、新たな指定管理になりましたので、改めて挨拶をさせていただきました。あきば作業所を訪問しました。

12日（金）は、4月教頭会議でございます。屋内運動場大規模改修基本設計説明を受けました。今年度から始まりますけれども、どうなるか。空調ぐらいは入れたいなと私は思っているところでございます。続いて、教育支援会議がありました。学校事案対応チーム打合せをしました。

14日（日）は、総合教育会議、青少年指導員連絡協議会定期総会がありました。大谷歌舞伎見学をしたところでございます。

15日（月）は、文化団体連合会総会がございました。PTA等広報編集研修会で挨拶をしました。午後には皆さんに集まっていたいて、教育課題研究会を行ったところでございます。介助員看護介助員打合せ会もありました。図書館教育担当者会もあったところでございます。

16日（火）は、拠点校指導員連絡会ということで、今年は3名です。小学校2名、中学校1名、3名の拠点校指導員でございます。学校予算配当説明会がございました。

17日（水）は、週部会と用務員連絡会です。現職教育運営協議会がございました。

18日（木）は、全国学力学習状況調査がございました。結果は結果ですけれども、試験は確実に滞りなく済んだところでございます。

19日（金）は、児童生徒指導担当者会がございました。

20日（土）は、少年消防クラブ入会式がありました。

22日（月）は、4月校長会議（第2回）、家庭教育学級運営研修会、県央教育長会議があったところでございます。

23日（火）は、今年度から学校給食検討委員会と修学旅行検討委員会が立ち上がるのですけれども、最初の修学旅行検討委員会の第1回が行われたところでございます。

24日（水）は、週部会、社会を明るくする運動委員会がございました。おはなしたまてばこ総会がございまして、防災教育担当者会がありました。

25日（木）は、本日でございます。教育委員会4月定例会、午前中に市長定例記者会見がありました。その中では、オリンピック・パラリンピックの参加について記者から質問があつて、先ほど少し説明したように一応学校のチケットについては、県には全員分のエントリーはしたということでお話を伺っているところでございます。海老名市自閉症児・者親の会がありまして、私は出席できなかったので、教育部長から挨拶をいたしました。今日の夕方から教育部歓送迎会がございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、主な事業報告で何かありましたらお願いいたします。

○松樹委員 先ほどの3月20日の毒グモ注意情報発信、2回目ということなのですが、どのような状況で、どう発見されて、どういう対処をされたのかお聞きしたいのですが。

○伊藤教育長 大和市の校庭で発見されたということが新聞報道されまして、大和で発見されたのなら、海老名で発見されてもおかしくないという考えですので、海老名自体で発見されたわけではありません。

○就学支援課長 学校に小中学校ごとにファクスで情報提供しました。

○伊藤教育長 クモの種類を全部ファクス等で流して、見つけたらどうする等対応の話をしました。

○就学支援課長 状況としては、大和市の教育委員会の状況を伺うと、子どもが見つめてくるのですね。それで先生に、このクモ、珍しいよって。それでよくよく調べてみると、実はこれは2回目なので、このクモは前回のクモと同じだよというのがこちらのほうに情報として入りましたので、各学校にファクスで注意喚起をさせてもらったということです。

○松樹委員 海老名にいるかもということですが、新1年生も入りまして、暖かくなってきた季節でもありますし、登下校、好奇心いっぱい、子どもたちも歩いていますので、改めてまた何か注意喚起をするとか、例えば絵とか、写真をつけて、このクモは危険だよというのを各学校で通知などをしたほうが良いのではないかと思います。学校から生徒、児童、子どもたちに伝われば一番いいかなと思います。知らなければ、私も見たら、きれいなクモだな、珍しいな、見たことがないななんて思ってしまうかと思いますので、毒があって危険なのだとしたことだけわかればいいと思います。その辺だけやりとりをしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○伊藤教育長 セアカゴケグモ、ハイイロゴケグモ、それからヒアリ。前にも出たように幾つか外来のもので、今までとちょっと違う昆虫類もいますので、校庭等に生息する、危険のある昆虫等をまとめた資料をこちらで用意して、担任の先生に指導してもらうような形でよろしいですか。では、就学支援課で資料を作って、こういうものに気をつけてくださいというような周知をするということで。

○酒井委員 本当は、校庭で見られる動物みたいな感じで表示してある中に、これは危険だよという表示をしないと。あまり虫が好きでない子どもは、危険なものだけ飾ってあると、やっぱり虫は嫌だなと思ってしまう子が多いのではないかなと思います。

○伊藤教育長 でも、とりあえずは回避しなければいけないので、工夫はその後で。まず

は注意を喚起するということで。

○**海野委員** えびな支援学校新井校長退職あいさつということなのですが、海老名市の学校とえびな支援学校とのかかわりを教えていただきたいと思います。

○**伊藤教育長** 支援学校自体が、地域巡回というか、地域のコーディネートをするという1つの使命がありますので、支援学校の中に海老名地区の担当の方がいます。その方々が必要があれば海老名市内小中学校の支援級に行き行ってアドバイスすることも可能です。例えば、教育支援会議を行うときに、障がいのある子どもたち、特性のある子どもたちの進路先を協議する場には、えびな支援学校の担当の方が来て、その会議の場に入ります。

○**就学支援課長** 補足になりますけれども、今、教育長が言われたほかに特別支援学級の新しい担任の先生がえびな支援学校に行き行って、直接支援学校のお子さんと触れ合いながら、先生に助言をもらいながら指導法を研修するというところがあったりだとか、それこそ就学相談にお子さんと保護者が行き行って、一緒にお子さんの状況を確認して、見立てをしてもらうとか、あと教育長からお話しありましたけれども、地区担当の支援学校の先生が学校に来て、私たちの指導の仕方だとか、教材提供だとか、またはケース会議に入って、その子のよりよい支援についてご助言いただいたりという幅広いところで対応してくださっています。

○**教育支援担当課長** 教育相談担当者会議というのを支援センターで行っているのですが、実際その会議でも30分間程度の巡回相談についての説明をえびな支援学校のコーディネーターの先生方にさせていただいているところです。私の前任校は中新田小学校だったので、地域の学校ということでえびな支援学校のお子さんたちとクッキーを焼いて、中新田小学校の支援級の子どもたちと交流したり、居住地交流ということで、えびな支援学校に在籍するお子さんなのなのですが、居住地が中新田なので、今のところ、学期に1回ぐらい、中新田小学校の支援級に体験に来てくださるということで交流を行っています。

○**海野委員** 近くなので、ぜひ交流があればいいと思っていました。ありがとうございます。

○**酒井委員** 修学旅行検討委員会が始まったので、どのようなお話がされたのか、教えていただけたらと思います。

○**指導係長** 23日に開催したのですが、1名欠席で、13名の委員にご出席いただきました。その中にはPTAの方もいらっしゃって、小中学生のお子さんがいらっしゃるご家庭の方で、実際に子どもから聞いた話もいただきました。また、それに対して小中学校

の校長先生方から、修学旅行というのはこういう日程で決めていて、例えば中学校だったら1年生の10月にもう決まってしまうというお話もあり、学校側と親側の事情について活発に意見交換をしました。年1回開催することになりましたので、内容に関してはまた、ホームページにアップして周知を図りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○伊藤教育長 まだ議論が始まったところでございます。ただ、先ほど言ったように、海老名市学校給食検討委員会のほうもそうなのですけれども、すぐに概要をホームページにアップして、会議の内容、どんな意見が出たかというのは市民に公表しながら進めていきたいなと思っているところでございます。今のお話、中学校で10月に決めているというのは慣例がそうなのであって、1年延ばしてもやれないことはないもので、またいろいろ議論する中で変わっていくのかなと思います。ただ、ついにスタートしたということでございます。

あと1点、検討委員会で早目にしてほしいのは入札方法。今回はその議論にはなっていないのですけれども、今、委員会では旅行者と話をして、旅行者の代表の人に、会議の中に参考として入ってもらうなど、そういう検討もしてみたいなと思っているところでございます。それは次年度予算にもかかわったりしますので、早い段階で可能かどうか、対応したい。修学旅行そのものとかなんかというのは、もうちょっとゆっくり議論してもいいことですので。

伊藤教育部長、委員長ですけれども、何か補足はありますか。

○教育部長 まず、第1回目といたしましては、初めて保護者の方、また、先生方もお集まりになりましたので、まずは海老名市の現在の修学旅行の状況について共通認識を持ちながら課題を抽出しました。具体的な議論については第2回目以降どんどん進めていくこととなりますけれども、当然修学旅行の今後のあり方を示す中では幅広くと申しますか、保護者の方、また、児童生徒からしっかりアンケートなどをとって意見を広く拾いながら、修学旅行の望ましいあり方を示していきたいなと思っています。その中で大きなポイントとなるのは、やはり昨年の保護者負担経費のあり方の検討委員会の中でも話が出ました修学旅行の価格自体の抑制を図ることができないかという1点と、あとは海老名市としての望ましい修学旅行の姿を最終的には取りまとめて、その結果を教育委員会にご報告させていただければと思っております。

○伊藤教育長 今後報告が上がってきますので、保護者負担経費もそうなのですけれども、最終的には教育委員会の場で皆さんで話し合っ、海老名市の方向性として定めたい

と思いますので、またよろしく願いいたします。

○平井委員 4月12日に学校事案対応チーム打合せとあるのですが、学校事案対応というのはどういうものですか。

○伊藤教育長 各学校で、現状では、いじめ事案があったとか、保護者の対応が難しいとか、不登校が続いているとか、そういう事例が海老名市でもやはりあります。それらについては、就学支援課長、教育支援課長、教育支援担当課長、いろいろ分かれていて、その部署ごとに、例えばそれにかかわるものをその場その場で対応しておりました。今年度からは全部集めて、全ての課長が参加する中でチームで対応しようということで、初めて打ち合わせをしまして、今年度1年間の方針と、今、不登校状態にある子どもが1名いらっしゃいまして、その子の保護者からいろいろな要望が来ていますので、その対応について各課長たちが集まって検討するなど、話し合いをしたところでございます。

教職員の問題というのも実はあつたりします。教職員の不祥事が起こったりすることもあるだろうし、体罰事案があるかもしれません。これも今までだと担当課、教職員のことは就学支援課がやるとか、不登校は教育支援センターがやるとか、それぞれだったのですが、それを全て一括で対応するチームを教育委員会で作ろうということでございます。

○松樹委員 もう1つ、今の12日の屋内運動場大規模改修基本設計説明、誰から、どなたが、どういう説明を受けたのか、ちょっとお伺いしたいのですが。

○教育部参事 屋内運動場大規模改修につきまして、今年度基本設計の配置を行う、その前段としまして、教育委員会としてどういった改修内容がいいのかを、基本設計の中で比較検討していただいて、最終的に大規模改修をする設計の中に統一的な改修内容の方針を定めていきたいといったことから、空調方式の比較とか、省エネ化、長寿命化、材料等の耐久性といったものを基本設計の中で比較検討していきたいという説明をさせていただきました。

○伊藤教育長 私が教育総務課施設係から、基本設計をこのような形で進めていかという説明を受けたということでございます。

○松樹委員 わかりました。

○伊藤教育長 資料がありますので、それはまた、皆さんにお伝えしたいと思います。

○松樹委員 資料をいただければと思います。技術も進化していますし、また、先進的な改修でもありますので。また、学校だけではなくて、例えば地域に開放するときはどうす

れば使い勝手がいいのかとか、空調の話もそうですけれども、防災の観点の部分も出てまいりますので、いろいろな角度から設計をして、検討していただければと思っております。よろしくお願いいたします。

○伊藤教育長　ここでつくったら、また何十年も改修できないので。防災の観点では、私としましては、希望していることがあるのですけれども、屋根をつける。学校って、雨の日に集まる場所がないから、部活か何かでも。そこで煮炊きができると、避難所になったときは結構有効ではないですか。それは可能性としてはどうなのか。今はコンクリートのひさしが少ししかないですから、それをもうちょっと伸びるようにするとか、片側は屋根が広がるようにするとかはどうなのかということも検討したりしています。あとはステージ、ふだんはないほうが広々と使えます。でも、形式的に必要なならこれぐらいのステージがいいだろうとか、それはまた、内部資料をご覧ください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○伊藤教育長　それでは、2点目として、平成31年度新学期の状況についてということで、資料をごらんください。

19校の31年度の新学期がスタートしたということで、皆さんにも入学式等を見てもらいました。私としては、毎年そうなのですけれども、これからまた、子どもたちが入ってくると、海老名市として本当に子どもたちのために一生懸命やらなければと、教育長として、また、教育委員会として思うところでございます。

状況ですけれども、児童生徒数は、今年は、小学校が7,100人（内支援級146人）、中学生が3,488人（内支援級66人）でございます。合計で今年度4月5日現在の子どもの数は1万588人です。学級数は、小学校は217級、支援級は35学級、合わせて学級数としては、小学校は252級になります。中学校は96級、支援級15級の111学級です。全体としては、小中学校の通常級は313級で、支援級は50級で363級という状況でございます。

教職員数は、児童生徒数、学級数に即して配置されるのですけれども、小学校は387人、中学校は215人、計602人の常勤の教職員が今年度海老名市にはいます。非常勤を含めますと、非常勤は県と市がそこにはあるのですけれども、小中学校合わせて53人です。市の非常勤としては14人を配置しているところでございます。非常勤も含めまして655人でございます。この中には、学校用務員が19人、補助指導員、介助員、看護介助員等は含まれておりません。もちろん給食配膳員も含まれていません。これらの人を全部集めたら700人以上の方々が市立学校に勤めていただいているということでございます。ただ、定

数としては602人でして、考えてみたら海老名市役所も700人前後ぐらいだから、同じぐらいの教職員が本務者として市内で勤めております。

下段をご覧ください。昨年度比になると、実を言うと、人口は増なのですけれども、児童生徒数は確実に毎年度微減で、昨年度比だと、小学校で89人、中学校で22人で、合計で111人の減少となっているところがございます。学級数で言うと、小学校で3学級、中学校で1学級、合計で4学級の減です。教職員数で言うと、それに合わせて、小学校は1人の減、中学校は増減なしで、合計で1人の減です。非常勤については、示してありますけれども、確定はしておりません。全体として、やはり少子化なのです。全県的にもそうです。だから、海老名市は逆にこの数で保っているということがございます。あとは一部、皆さんご承知のように、この後、西口の開発でマンション等の建築がさらに進むと、これでも現状維持ぐらいかなというふうに私は思っています。一時的には爆発的というか、数百名増える可能性もありますけれども、自然減という形で確実に、児童生徒数が減っているという状況です。全体としては少子化の傾向というのが現在の状況であります。

それでは、平成31年度新学期の状況について何かご質問があればお願いいたします。

○酒井委員 非常勤教職員について、まだ確定していないということが書いてあるのですが、これはどうなっていくそうですか。

○伊藤教育長 例えば市の非常勤、申請を受けてやっていますので、必要ならばそれを増やすこともあるということがございます。県のほうの非常勤も、特別支援学級の複数配置とか、結構いろいろな規定があって、それによって学校全体が変われば県の非常勤は増える。5月1日が基準日になりますので、そのときには確定すると思います。

○酒井委員 足りていないとか、そういうことではないということですね。

○伊藤教育長 そうではないです。今現在はこの数で配置しますけれども、その後の増減もあるということです。実を言うと、国の基準日は児童生徒数は5月1日なのです。神奈川県は4月5日のスタートの日でやって、4月5日にスタートしたのですけれども、5月1日で誰かが途中で転入して、1学級減になったら、先生が1人マイナスになるのです。そういう規定なのですけれども、神奈川県の場合は保障するというので県の教育委員会とやりとりができていますので、それは大丈夫です。基準日が4月5日のスタート時点での人数なのですけれども、そのときに先生がいらないということはありませんので、それは保障するのですけれども、国の児童生徒数とか、学校基本調査は5月1日で確定するという事なので、4月はその猶予期間という考え方をされています。あとの非常勤等は、

私ども市の非常勤も必要に応じてということでございます。

年度途中も実を言うと、今はないのですけれども、俗にいう学級崩壊とかがあると、神奈川県は非常勤をつけます。このような学級の状態なので、1名職員を下さいと言うと、申請の書類と審査によって非常勤がまた増えたりもします。そういう制度なのです。だから、4月の現状でこれだけの人はついていきますよというふうに理解していただければと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは次、3番目は、平成31年度（令和元年度）教育部「R1計画」（重点課題）についてということで、年度初めの市長指示を受けて、教育委員会、教育部として今年度事業執行に当たって部内で協議して、重点課題を設定しました。この後、重点課題に即して各課・係でその対象事業について具体的な実施計画「R1計画」をつくって、1年間、進行管理をしながら進めるというものでございますので、教育部長から今年度の教育部の重点課題について説明をお願いします。

○教育部長 それでは説明をさせていただきます。資料につきましては、「平成31年度（令和元年度）教育部「R1計画」（重点課題）」という資料をご覧くださいと思います。

それでは、ご説明をさせていただきます。

まさに平成が終わろうという中、5月1日から新たな時代、令和が始まるとともに、海老名市の教育大綱につきましても、先般の総合教育会議で新たな教育大綱が定められましたので、海老名市の教育も新たな時代に向けて一步一步確実に歩みを進めていくために、まずは平成31年度、令和元年度に取り組むべき課題を整理させていただいたものがこちらでございます。

まず、各課共通事項といたしましては4点挙げさせていただいております、市制施行50周年に向け、様々な見直し（組織、団体、事務事業等）を行う。2点目といたしましては、ハラスメントを許さない職場づくりを行い、良好な職場環境を継続する。3点目といたしましては働き方改革の実践、4点目といたしましては若手職員の育成により、組織の活性化を図る。こちらについては各課が共通して取り組む事項として掲げさせていただきました。以下につきましては、各課それぞれの事業ごとの取り組みについてまとめさせていただきます。

まず1番目が教育総務課で、そのうち(1)といたしまして事務処理の合理化・改善ということで、現在、学校と市の教育委員会で消耗品等を購入したときに、二重決裁をしているというような状況がございますので、そちらを解消することによって事務処理の合理化・改善を進めたいと思います。この二重決裁解消に向けては、例規の改正ですとか、学校との調整、市内部の調整を進めながら、事務処理の合理化・改善に努めていきたいと考えております。

(2)といたしまして、学校施設再整備計画に基づく事業の推進でございまして、昨年度、学校施設再整備計画を策定いたしましたので、その計画に基づいて個別の事業を着実に推進してまいりたいと考えております。そのうち1点目が今泉小学校校舎増築ということで、今後、児童数が大幅に増加することが見込まれる今泉小学校につきまして増築の検討を行うということで、今年度については設計を実施いたしまして、施工時期等についても進めてまいりたいと考えております。また、今泉小学校の校舎増築に当たりましては、国からの負担金をもらいながら進めたいと思っておりますので、その事務の調整ですとか、学校給食検討委員会も今年度設置いたしますので、今泉小学校への学校給食調理場の整備等についても検討してまいりたいと考えております。

2点目が学校体育館空調設備の整備ということで、こちらについては今年度、基本計画を実施するとともに、工法等についても検討してまいりたいと考えております。

続いて、3点目といたしましては、安全・安心で居心地の良い学習環境の実現ということで、学校施設のきめ細かな維持補修を行うとともに、学校施設の不具合の箇所の現地調査を今、担当職員で行っているところでございます。また、学校施設の包括的修繕契約締結ができないかということで、きめ細かに、スピーディーに対応するために、こういった契約方法についても研究を進めてまいりたいと考えております。

(3)といたしまして、文化財の積極的な活用による市の魅力PRということで、文化財保存活用計画を策定するとともに、活用を進めてまいりたいと考えております。

資料、次ページをごらんいただきたいと思います。次は就学支援課です。(1)といたしまして、保護者負担経費軽減の継続（制服・ジャージ等）ということで、1点目は、昨年度、保護者負担経費検討委員会を実施するとともに、ジャージについてはコンペ方式により海老名中学校の価格を抑制できたということを踏まえまして、今年度についても継続的に実施してまいりたいと考えております。

2点目といたしましては、学校における保護者からの徴収金の状況を的確に把握するこ

とによって、改善すべき手法あれば改善方策の検討を進めてまいりたいと考えております。

3点目といたしましてはスクールライフサポートの見直しで、こちらについては修学旅行積立金、現在修学旅行に行った年度の修学旅行費についてはスクールライフサポートの対象となって、援助費を支給しているところですが、こちらの積立金に係る要綱改正についても検討を進めてまいります。

(2)といたしまして、健康管理システムの導入です。こちらは0歳児からの切れ目のない健康管理の実現ということで、学齢期以降、0歳児からの就学前のデータを校務支援システムに取り込むことによりまして、0歳児から学齢期で一元的な健康管理システムを導入することによって適切な健康管理を進めてまいりたいと考えております。その中で課題としては、学齢期以降のデータ移行をどのように進めていくかという検討を進めるとともに、学校においてデータ入力の早期実施について検討を進めていただきたいと考えております。

(3)といたしましては、海老名市学校給食検討委員会による今後の学校給食のあり方の検討でございまして、まず1点目といたしましては、検討項目と結論の時期を念頭に年間スケジュールを策定してまいりたいと考えております。

また、中学校完全給食実施の可能性について検討を進めてまいります。

また、中学校の完全給食を実施するとなると、現在の調理施設では不足を生じますので、現在の学校給食調理施設の現状を踏まえて、新たな給食調理施設の整備についての研究検討を進めてまいりたいと考えております。その際には、先ほど今泉小学校のところでもお話ししましたが、今泉小学校の増築との関係もしっかり整理してまいりたいと考えております。

4点目といたしましては、給食を取り巻く諸課題の検討ということで、食育、地産地消の推進、給食費（保護者負担）の検討、また、学校給食費滞納に関する対策なども講じてまいりたいと考えております。

また、海老名市学校給食検討委員会におきましては、しっかりと保護者、また、児童・生徒からアンケート等によって意見を聴取しながら進めてまいりたいと考えております。

次の(4)といたしましては、人口動向を踏まえた学校規模の適正化ということで、学区再編の検討を進めてまいります。今泉小学校区で大幅な児童の増加が見込まれることから、今泉小学校区に隣接する小学校区についても学区再編の研究検討を進めてまいります。

次は教育支援課でございます。(1)といたしまして、第2期『えびなっ子しあわせプラン』の推進ということで、1点目、授業改善に取り組むという中では「よりよい授業づくり学校訪問【特別版】」、田村教授による特別プランを実施してまいります。

2点目は、新たな教育課程の編成ということで「カリキュラム・マネジメント」確立に向けた研究を進めます。

3点目といたしましては、小中一貫教育、コミュニティスクールの推進、こちらについては「小中連携」から「小中一貫教育」へ転換するとともに、各校におけるコミュニティスクールの実施計画を策定し、PDCAサイクルの確立に努めてまいります。

(2)といたしまして、学校を含めた市制施行50周年プロジェクトの検討ということで、市制施行50周年（令和3年11月1日）記念事業を学校と連携してできないか、検討してまいります。

(3)といたしまして、外国語教育及びプログラミング教育の推進ということで、1点目、外国語教育につきましては、第2期海老名市外国語教育実施計画の策定に向けて協議を進めてまいります。さらに、小学校学習指導要領先行実施の成果と課題の明確化を図ってまいります。それと同時に、外国語教育における小中連携の研究を進めてまいります。

2点目、プログラミング教育の推進につきましては、9年間にわたる学習計画の策定と実践事例集の作成、また、ICT環境に再整備に向けた研究を進めてまいります。

(4)といたしまして、修学旅行検討委員会による今後の修学旅行のあり方の検討ということで、先ほどもお話し出しましたけれども、1点目は、修学旅行のねらい等について明確化するとともに、2点目、発注方法の見直し・改善による旅行費用の抑制ができないかという検討を進めてまいります。

ページを進めていただきまして、3点目は、修学旅行に対する保護者支援補助金交付要綱の改正ということで、中学生につきましては、本年度は、保護者1名1名に対して個別に振り込みで助成を行うところを、事務の簡素化等も含めまして改善を進めてまいりたいと考えております。

また、4点目といたしまして、修学旅行につきましても、アンケートによって幅広く意見を聞きながら進めてまいりたいと考えております。

(5)といたしましては、ラグビーワールドカップ・2020東京オリンピック・パラリンピックへの対応ということで、1点目、今年度、来年度と国際的な大イベントがありますので、それを踏まえまして国際理解のさらなる促進を進めてまいりたい。その中では、ロシ

ア代表チーム（ラグビー）との交流ですとか、学校給食におけるロシア料理の提供なども進めてまいりたいと考えています。

それとともに、2点目、2020東京オリンピック・パラリンピックのチケット入手についても「学校連携観戦プログラム」が組織委員会の中で用意されているということがございますので、これに関する情報収集に努めてまいります。

(6)といたしまして、児童・生徒への教育的支援の充実で、不登校対策及び支援教育の充実ということで、支援教育についてさらなる充実を図ってまいります。

最後、学び支援課です。(1)といたしまして、学童保育事業の充実ということで、1点目は、第9次分権一括法によって支援員の配置基準が緩和されますので、それに対しまして市としての取り組みについて整理してまいりたいと考えています。

また、2点目として、学童保育事業の事業者の新たな開設に向けた施設整備への補助制度創設についても検討を進めてまいります。

(2)といたしましては、図書館です。「ひろがる つながる みんなの図書館」へということで、1点目、有馬図書館大規模改修を着実に進めてまいります。

さらに、2点目として、消費税率引上げに対する指定管理料の変更についても財務部と調整を進めてまいります。

最後となりますけれども、(3)といたしましては、多角的な若者支援の推進ということで、1点目、奨学金返還助成事業による転入促進については、今まで2年間行ってまいりました事業の成果と課題を検証し、来年度以降の事業の方向性を定めてまいりたいと考えています。

2点目が若者相談体制の実施ということで、若者の自立への支援の継続をします。

最後に、3点目、各種講座の一元化ということで「まなBINA」の充実を図る一方、各種講座を網羅的に市民の方がわかりやすく把握できるような庁内調整を進めてまいります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○伊藤教育長 それでは、平成31年度（令和元年度）教育部「R1計画」（重点課題）ということで、重点的にこのようなことに取り組みたいということで教育部で協議したところでございますので、これも個別計画はもっと詳しく、例えばこれで言うと、学校・市教委による二重決裁の解消だと、何月まで何をやる、狙いはこうで、こういう方法でというのが1枚のシートになりますので、その表でまた皆さんにご提示いたしますけれども、今

の状況として教育部長から説明させました。何かご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○酒井委員 3ページに外国語教育の推進とあったのですが、子どもたちが英語を勉強するのは別に、外国籍とか外国とかかわりのある出身のお子さんというのもすごく増えているイメージがあるのですが、そういったお子さんの中には英語がもともとの母国語という方もいらっしゃるし、そういう生活圏で過ごしていらっしゃる方もいらっしゃるではないですか。そういった方と交流するというのがお互いをよく知る一番身近な国際交流だと思うのですが、そこら辺のことも、ここには載っていないけれども、検討の内容には入っていらっしゃいますか。

○就学支援課長 外国籍のお子さんを小学校、中学校でお迎えすることに特に制限はございません。どなたでも入れるのが義務教育小学校、中学校なのです。そういうお子さんはどこに在籍をするかということ、通常学級なのです。なので、通常学級の中に在籍しながら、そういうお子さん同士、関わり合いながら、お互いに学び育っていくというのが今の義務教育のスタイルなのです。では、そういうお子さんについてどうにかかわり、支援を入れていくかということになると、1つは国際教室を設置しています。これは、外国籍のお子さん何人に対して国際教室を設けられるという設置基準がありますので、その基準に応じて国際教室で、もちろん母国の文化も大切に捉えながら日本の文化とか日本語の学習をしていくながら、外国とつながりのあるお子さんがそういうクラスでより関わり合っていけるようなサポートはしています。

併せて、教育支援センターの日本語指導方針案に基づいて派遣を行っております。その方たちは外国語を使って外国籍の子どもたちとコミュニケーションしたりしますので、そういうところで子どもたちが安心感を得られるように市の支援の中で進めていっております。

○伊藤教育長 外国籍の児童生徒の対応は、外国語教育の推進の中に酒井委員の言われたことは含まれておりません。そういう中でやるのは、例えば英語圏の子たちが入ってきたら、それはそれで普通に子どもたちは教室の中で関わりますけれども、その子たちを活用して外国語教育を推進しようという計画はそこには入っていないし、それだけの人数もいません。

ただ、社家小学校だけは厚木基地内のシャーリー・ランナムという学校との交流を行っています。でも、1対1ならできるのだけれども、13校全部交流するとなると、向こうは

13回出てこなければいけなかったりするので、現状ではちょっと難しいと思います。一応、1つの方策として、そういう国際的な学校として認知されている学校との交流をやってはいます。市内の学校に入ってきた外国籍の子どもたちの数は今時点ではそんなにいませんので、それを活用した外国語教育の推進をするということは計画には入っていないということです。

○酒井委員 ビザの緩和等、ニュースでも見かけるので、多分またこれから増えていくかと思います。その時はまた検討をよろしくお願いします。

○伊藤教育長 わかりました。

ほかにはいかがですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 では、進めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは次に、先ほどありましたけれども、本編に入る前にこれだけ労力を使わせて申しわけないですけれども、教育部長から市議会第1回定例会の概要について報告いたします。

○教育部長 それでは、資料といたしまして「平成31年度第1回定例会（3月議会）一般質問要旨報告（教育部所管部分）（11名から14項目）」という資料をご覧いただきたいと思います。平成31年第1回定例会、3月議会でございましたけれども、11名の議員から14項目にわたるご質問をいただいたところでございます。その概要、要旨について簡単にご説明申し上げます。

まず1番目が志野誠也議員で、志野誠也議員からは2項目いただいています。そのうち1点目が「小中学校修学旅行支援について」ということでご質問がございました。答弁といたしましては、昨年9月の「保護者負担経費の在り方についての方針」でも示したとおり、現在の修学旅行には課題があると認識しているということから、「修学旅行検討委員会」を設置し、検討を進めます。これと併行いたしまして、来年度、今年度ですけれども、保護者負担軽減策として補助制度を創設するということです。小学校については1万円、中学校は1万5000円です。そもそも修学旅行は、学習指導要領に定められている旅行的行事として各学校が実施するものです。検討委員会の中では、修学旅行費自体の抑制ができるような検討を進めます。最後の丸ですけれども、今後は行き先や目的の設定に対し、子どもたちが参画することなどにより、子どもたちにとって最高の思い出となるような、よりよい修学旅行の実現に向けた検討を進めるとともに、総合的に修学旅行を支援す

るという内容でございます。

志野誠也議員の2点目が次のページで「0歳児からの切れ目のない健康管理システムについて」というご質問でございます。切れ目のない健康管理システムの目的は2つございまして、まず1つ目は子ども1人1人の健康管理、2つ目の目的は市民の健康増進のためということでございます。最後の段落をごらんいただきたいのですが、現在、学校では紙で9年間のデータを管理しているが、健康管理システム導入により、子どもの健康状態をいつでも正確に確認できるようにするとともに、教員の負担軽減を図りますという答弁でございます。

続きまして、次のページは山口良樹議員で「インフルエンザ対策について（全児童生徒への無料集団予防接種の導入）」というご質問をいただきました。これに対しましては、昨年9月の補正予算により、中学3年生応援インフルエンザ予防接種助成事業を実施しました。予防接種受診期間は、昨年10月から12月までで、接種率は約60%です。中学3年生の学級閉鎖は1校もございませんでした。全児童生徒に対する無料集団予防接種は、接種場所、ワクチン確保、医師の確保等課題が多い。このことから、まずは中学3年生応援インフルエンザ予防接種助成事業の課題をしっかりと検証し、次年度の接種率アップに向けて取り組めますという答弁です。

続きまして、3番目が氏家康太議員で「防犯への取り組みについて（セーフスクールへの考え方）」というご質問でございました。これに対しましては、近隣市でのセーフスクールの取り組みは承知しているが、海老名市では海老名型コミュニティスクールの推進を通じ、子どもたちの安全・安心の確保に努めている。各校の学校運営協議会において、登下校中の子どもたちの安全確保について優先課題として協議を重ねている。最後ですが、セーフスクールの導入については、引き続き研究しますという内容でございます。

続きまして、4番目が相原志穂議員で、相原議員についても2項目、質問いただいています。1番目が「登下校時に災害が起きた場合の指導・対応について」ということで、各地で多くの災害が発生したことによって、改めて学校における安全指導の徹底の重要性を感じた。また、本市においては、小中学校教員を中心に作成した海老名市防災テキストを活用した授業が平成29年度から行われています。さらに、各学校では災害危機管理マニュアルを作成している。学校管理下の災害対策については、危機管理部門と調整を図るとともに、学校や地域とさらに協議を進めるという答弁でございます。

2点目が「発達に心配のある児童・生徒の保護者への支援について」という質問でござ

いました。全ての子どもが、その特性や発達段階等に応じた教育を受けられる環境を整備する必要があります。通常級在籍の児童・生徒に対する補助指導員の制度や通級指導学級などは海老名市の大きな特徴であります。次のページですけれども、保護者への支援として、小学校カウンセラー派遣制度もあります。また、中学校における通級指導学級「じりつの教室」を設置し、困難さを抱える生徒への支援を開始したところです。次年度に向けて、小学校通級指導学級教員との連携や協力などによりまして、生徒のニーズや特性に応じた支援について一層の充実を図るという内容でございます。

次は吉田みな子議員で「市立図書館について（仕様書等の不履行、個人情報保護等の取扱い）」という内容でございました。これに対しましては、本市で初の指定管理者に対する第三者評価が実施され、市立図書館は高い評価をいただいたと認識しております。また、個人情報保護及び情報公開の取り扱いについては、指定管理者は個人情報保護法及び情報公開条例の趣旨にのっとり、個人情報の適切な管理と情報の公開に努めており、問題ないと認識しているという答弁でございます。

次は田中ひろこ議員で「性別に関係なく選べる制服の導入について」ということで質問いただきました。これに対しましては、制服については、市内全中学校で標準服として導入しており、各校の校則などで定めている。生徒本人や保護者等の希望に配慮して、女子生徒のスラックス、男子生徒のスカーツ着用を認めている。過去には女子生徒がスラックスを着用していた事例があり、そのことから女子生徒用スラックスを導入し、入学説明会で周知している学校もあります。性の多様性については、あらゆる場面での配慮が肝要であり、悩みを受けとめる体制の充実をしっかりと図っていくという内容でございます。

次は市川洋一議員で「学校教育環境の変化への対応状況と課題について」という質問でしたけれども、具体的にどのような趣旨かと申しますと、学習指導要領の改訂や、また、外的、社会的要請から教員の多忙感が増しているのではないかとという趣旨でございました。この質問に対しましては、学習指導要領は、学校教育法施行規則に規定されているナショナルスタンダードであり、未来を生きる海老名の子どもたちに失礼のないように、学習指導要領に示された内容を確実に履修させたい。学習指導要領の改訂に伴い、学校の教育体系は大きく変化しようとしており、子どもたちの「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、アクティブラーニングの視点による授業改善などが求められている。子どもたちが新たに取り組むこととしては、プログラミング教育、外国語の教科化、道徳の教科化などがあります。これらに対応するために、これまで数年間をかけて計画的に準備を進

めてきました。次のページをごらんいただきたいのですけれども、また、社会的要請による教育現場の対応については、課題に応じて学校と教育委員会が情報を共有しながら協議して対応を進めている。部活動方針策定時のように、検討委員会を開催する場合もあり、また、一方では、子どもの携行品の重量のように、すぐに調査をして校長会と協議を重ね対応方針を決定する場合があります。授業こそが教員の本分なので、その点については十分に時間をかけながら、一方、社会的要請による対応についてはスピード感を持って進めているという内容でございます。

8番目が佐々木弘議員で「市立図書館のあり方について」ということで、こちらも主な趣旨としては個人情報の取り扱いでございました。指定管理者であるCCC（カルチャ・コンビニエンス・クラブ）がTカードの個人情報を捜査機関に提供したことについては、法に基づき適切に対応しているものと考えている。貸し出し履歴等の図書館利用情報については、Tカードと連動していないことから、適切に保護されている。最後ですけれども、教育委員会で定めた指定管理制度継続に係る基本方針「ひろがる つながる みんなの図書館 学びとコミュニティの拠点」となるよう、より一層の市民サービス向上を図りますという答弁です。

2点目が「学校給食の今後のあり方について」ということで、中学校給食の再開という視点から質問をいただきました。本市の学校給食は、昭和48年の完全給食開始以降、常に最善の給食を求めてきました。近年の社会情勢や給食に対するニーズの変化などを踏まえ、来年度、これは今年度ですけれども、「学校給食検討委員会」を設置する。検討委員会での議論を通じ、安全・安心な学校給食のあり方について、教育委員会としての方針を定めたいという内容でございます。

9番目、戸澤幸雄議員からは「定住促進策について」ということで、教育部といたしましては、若者定住促進奨学金返還補助について答弁をいたしました。まず、市長が総括答弁いたしまして、その中では、若者定住促進奨学金返還補助を実施し、順調に推移している。今後は、事業効果を検証する一方、次期総合計画においても定住促進策を推進するという内容でございました。これを受けまして、教育部の答弁といたしまして、奨学金返還補助事業については当初の見込みを上回る実績を残しており、事業効果は大きいものと認識しております。今後は事業効果を見きわめながら、平成32年度以降、令和2年度以降の継続について検討を進めるという答弁でございます。

福地茂議員からは「学校での心肺蘇生教育」についてということで質問をいただきまし

た。市内小中学校では、全教員を対象に、消防職員を講師として救急講習を行っている。1つ飛んで、児童生徒へは、昨年度から海老名市防災学習テキストによる防災教育を実施し、心肺蘇生及びAEDについての学習を行っています。下から2つ目の丸ですけれども、今年度は、今泉中学校2年の全生徒が普通救命講習を受講するなど、新たな取り組みが行われております。子どもたちの大切な命を守るため、教職員の研修を確実に行うとともに、子どもたち自身が自分や人の命の大切さを考える学習を進めているという内容です。

最後、森下賢人議員からは「プログラミング教育について」ということで質問をいただきました。上から4つ目の丸をごらんいただきたいのですが、私（教育長）自身も今年度、全ての小中学校を回り、タブレットの効果的な使い方紹介をしたり、プログラミングで動かすことができるドローンを飛ばしたりして、子どもたちが夢中になることを実感した。一方、タブレット型パソコンについては多くの学校から増台の要望があります。このようなことから、来年度はタブレット型パソコンを増設して、児童数による学校間格差解消に向けて取り組むとともに、小学校低学年用のロボットプログラミング教材の導入を予定している。今後もプログラミング教育の充実に向けて、継続的に取り組むという内容でございました。

○伊藤教育長 ただいま説明がありました。これについてはよろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○伊藤教育長 報告という形ですので、また何かありましたら。ただ、そうやっているうちに、あと1カ月もすればまた第2回定例会が始まります。このところ教育委員会はずっと、一番質問数が多いので、次はどうなるか。ただ、先ほど重点課題で我々のほうで示したことについては、それまでに計画をちゃんとつくって、議員のご質問にたえられるようなものをしっかり実施計画として作り上げていく必要があるかなと私自身は考えておるところでございます。

それでは、これで教育長報告を終了いたします。

○伊藤教育長 それでは、報告事項に入ります。

日程第1、報告第2号、海老名市教育委員会関係職員の人事異動についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部長 それでは、資料1ページをごらんいただきたいと思います。報告第2号、海老名市教育委員会関係職員の人事異動についてでございます。

報告理由といたしましては、平成31年3月31日付及び4月1日付で人事異動を発令したため、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により臨時に代理し発令したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

資料3ページをごらんいただきたいと思います。教育委員会関係職員人事異動内訳でございまして、平成31年3月31日付けで12名、平成31年4月1日付け（昇格・昇任・転入者等）で25名、同じく4月1日付け（兼務者）が10名、同じく4月1日付け（転出者）が9名でございました。

資料をおめくりいただきまして、4ページでございまして、平成31年3月31日付けの人事異動でございまして、まず、小宮洋子前教育部次長（学校教育担当）が神奈川県（有鹿小学校長）ということで転出されました。

課長級といたしましては、麻生仁前教育支援課教育支援担当課長（兼）教育支援センター所長（兼）指導主事（兼）支援係長事務取扱が神奈川県（海西中学校教頭）へ転出でございまして。また、後藤純子前就学支援課主幹（兼）指導主事が神奈川県（柏ヶ谷小学校教頭）ということで転出いたしました。高間佳奈枝前教育支援課主幹が自己都合退職でございまして。

係長級として2名でございまして。中島忠相前教育支援課副主幹（兼）指導主事が神奈川県（上星小学校総括教諭）に転出されました。同じく加藤正和前教育支援課副主幹（兼）指導主事が神奈川県（今泉中学校総括教諭）でございまして。

主任主事級、渋谷麻美前学び支援課主任主事が自己都合退職。

仲戸川元和前学び支援課主査が任期満了でございまして。

会田充子、佐藤淑子、須田ちひろ、浅野照美の4名につきましては、それぞれ学校用務員の任期満了でございまして。

続きまして、5ページでございまして、平成31年4月1日付け（昇格・昇任・転入者等）でございまして。伊藤修前教育部次長（財務・法制担当）が教育部長。

萩原明美前保健福祉部次長（福祉担当）（兼）福祉事務所長（兼）地域包括ケア推進課長事務取扱が教育部次長。

吉田聡前財務部参事（兼）管財課長が教育部参事（学校施設担当）でございまして。和田修二前教育支援課長（兼）指導主事が昇格でございまして、教育部参事（兼）教育支援課

長（兼）指導主事でございます。

続きまして、課長級が、小野沢孝子前監査委員事務局主幹（兼）監査係長が就学支援課長補佐（兼）就学支援係長でございます。別府裕二前就学支援課副主幹（兼）指導主事が昇格で、就学支援課主幹（兼）指導主事でございます。境景子前神奈川県（有鹿小学校総括教諭）が就学支援課主幹（兼）指導主事でございます。浅井大輔前神奈川県（中新田小学校総括教諭）が教育支援担当課長（兼）教育支援センター所長（兼）指導主事（兼）支援係長事務取扱でございます。潮田佑介前教育支援課副主幹（兼）指導主事が昇格で、教育支援課主幹（兼）指導主事でございます。外村智昭前地域づくり課長（兼）コミュニティセンター所長（兼）文化センター所長が学び支援課長（兼）若者支援室長事務取扱でございます。山田敦司前秘書課主幹（兼）秘書係長が学び支援課長補佐（兼）学び支援係長でございます。小園洋前学び支援課副主幹（兼）指導主事（兼）社会教育主事が昇格で、学び支援課主幹（兼）指導主事（兼）社会教育主事でございます。

続きまして、係長級が、五十嵐光前教育支援課主査（兼）指導主事が昇格で、教育支援課副主幹（兼）指導主事でございます。八ツ橋淳前神奈川県（柏ヶ谷中学校教諭）が教育支援課副主幹（兼）指導主事でございます。同じく、風間大輔前神奈川県（今泉小学校教諭）も教育支援課副主幹（兼）指導主事でございます。

主査級といたしましては、小菅舞夕子前教育支援課主任主事が教育支援課主査に昇格でございます。足立原洋前職員課主査（政策研究大学院大学派遣）が学び支援課主査でございます。

主事級といたしまして、瀧澤美穂子前就学支援課主事補が昇格で、就学支援課主事、箱崎小百合前職員課主事が就学支援課主事で、5月1日に育児休暇から復帰でございます。

なお、新たに猪熊直樹学び支援課主査は任期付職員でございます。

裏面をごらんいただきまして、磯川みち代、野中久美子、比留川玲子、渡邊恵子、深典子の4名につきましてはフルタイムの再任用の任期更新でございます。それぞれ教育総務課用務員（有馬小学校、門沢橋小学校、杉久保小学校、海西中学校、今泉中学校）に配置されたところでございます。

7ページ目、兼務者でございます。本木大一、横溝喜久恵、澁谷晶子、木内順子、草尾昴弘、森山恵美子、後藤誠子、横山丘明、神部孝志、萩原小百合につきましては、いずれも教育部との併任の辞令を交付したところでございます。

続きまして、8ページでございます。8ページにつきましては、4月1日付け（転出

者)でございます。岡田尚子前教育部長が監査委員事務局長、金指太一郎前教育部次長(総務・社会教育担当)がまちづくり部次長(都市担当)(兼)まちづくり部国県担当専任参事でございます。

課長級で、清水文恵前就学支援課主幹(兼)就学支援係長が契約検査課主幹(兼)契約係長でございます。西海幸弘前学び支援課長補佐(兼)学び支援係長が生活支援課長、小林誠前学び支援課長(兼)若者支援室長事務取扱が監査委員事務局次長(兼)監査係長でございます。

主査級といたしまして、本杉友紀前教育支援課主査が保育・幼稚園課主査でございます。本多真紀前教育総務課主任主事が管財課主任主事、宮下仁克前教育総務課主事が下水道課主事でございます。

なお、同日付け(兼務・転出者)で、告原幸治前保健福祉部参事(兼)こども育成課長(兼)えびなこどもセンター長(併)教育部参事が、併任が解除されて財務部次長となつたところでございます。

○伊藤教育長 人事の説明がありました。これはもう既に3月31日と4月1日に施行されたものでございますので、了承ということよろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは、ご異議なしと認め、報告第2号を了承することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第1、報告第2号を承認いたします。

○伊藤教育長 次に日程第2、報告第3号、平成31年度海老名市教育委員会非常勤特別職の委嘱等についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部長 資料9ページになります。報告第3号、平成31年度海老名市教育委員会非常勤特別職の委嘱等について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により臨時に代理し発令したので、同条第2項の規定により報告させていただくものでございます。

報告理由といたしましては、新規委嘱及び辞職または任期満了に伴う後任として、新た

に非常勤特別職を委嘱したためでございます。

資料をおめくりいただきまして、11ページをごらんいただきたいと思います。非常勤特別職（学校歯科医）の委嘱についてでございます。委嘱期間につきましては平成31年4月1日から、提案理由は海老名市医師会会長より変更の申し出があったためでございます。委嘱する者は、吉原正剛、添原隆史の2名でございます。吉原正剛氏が中新田小学校、添原隆史氏が今泉小学校でございます。辞職する2名につきましても同じく両名でございます。吉原正剛氏が今泉小学校を辞職し、添原隆史氏が中新田小学校を辞職するものでございます。こちらにつきましては、先ほど申し上げました提案理由、海老名市医師会会長から変更の申し出があったため委嘱をするものでございます。資料13ページ以降につきましては、平成31年度学校医・学校歯科医・学校薬剤師・医療機関名簿を添付させていただいております。後ほどご高覧いただければと存じます。

資料17ページを引き続きごらんください。非常勤特別職（教育支援センター相談員）の委嘱についてでございます。教育支援センター相談員につきましては、子ども、保護者、市民及び教員等を対象とする教育相談事業等を実施し、青少年の健全育成や保護者支援等の充実を図るために配置するものでございます。委嘱期間につきましては平成31年4月1日から翌年3月31日までとなります。提案理由は任期満了による新規任用によるもの。委嘱する者につきましては、立川祥恵、原佐和子の2名でございます。なお、19ページに平成31年度海老名市教育支援センター相談員等名簿を添付させていただいておりますので、後ほどご高覧いただければと存じます。

続きまして、資料21ページとなります。非常勤特別職（青少年指導嘱託員）の委嘱についてでございます。青少年指導嘱託員につきましては、青少年の健全育成を図るため、各地区で活動に従事していただいているものでございます。委嘱期間につきましては平成31年4月1日から翌年3月31日までの1年間でございます。なお、通常の任期につきましては2年でございますが、前任者の残期間の委嘱となるため、今回の委嘱期間は1年となるものでございます。委嘱する者といたしまして、荒木みき子氏、小山由美子氏の2名を委嘱させていただきました。なお、辞職されたのは、森節子氏、金子充氏の2名でございます。なお、資料23ページ、24ページに海老名市青少年指導員連絡協議会青少年指導嘱託員名簿を添付させていただいておりますので、後ほどご高覧いただければと存じます。

報告第3号につきましては以上でございます。

○伊藤教育長 ただいま教育部長から、辞職等により、新たに委嘱した学校歯科医と教育

支援センター相談員と青少年指導嘱託員の方々の委嘱の状況について報告がありました。これについてはよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 では、そのように委嘱させていただきましたのでご異議なしと認めます。よって、日程第2、報告第3号を承認いたします。

次に日程第3、報告第4号、海老名市文化財保護条例施行規則の制定についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部長 それでは、資料25ページをごらんいただきたいと存じます。報告第4号、海老名市文化財保護条例施行規則の制定について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により臨時に代理し制定したので、同条第2項の規定により報告させていただくものでございます。

資料をおめくりいただきまして、資料27ページをごらんいただきたいと存じます。資料27ページの3 教育長の臨時代理をした理由につきましてご説明申し上げます。教育委員会規則の制定につきましては、教育委員会が決定する事項の1つでございますが、平成31年第1回海老名市議会定例会におきまして海老名市文化財保護条例の全部を改正することにつきまして原案可決され、海老名市文化財保護条例施行規則につきましては、条例の施行に必要な規則であることから条例と同日施行といたしたく、急施を要したものでございます。したがいまして、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により教育長が臨時に代理し制定したものでございます。

資料をおめくりいただきたいと思えます。資料29ページをごらんください。資料29ページは海老名市文化財保護条例施行規則でございます。第1条では趣旨、第2条では定義を定めております。

また、第3条では文化財台帳といたしまして、市指定重要文化財の指定及び市登録文化財の登録の状況を記録するため、海老名市文化財台帳を備えるものとするという規定でございます。

なお、第4条以降については主に様式を定めたものでございます。第4条につきましては同意書、第5条におきましては指定書、第6条におきましては認定書、第7条につきましては登録書、第8条につきましては、指定書、認定書又は登録書を亡失し、又は損傷したときは、指定書等再交付申請書（第5号様式）を教育委員会に提出することを定めたも

のでございまして、第5号様式を定めています。

続きまして、第9条につきましては指定又は登録の推薦ということで、この推薦につきましては第2項をごらんいただきたいのですけれども、文化財指定・登録推薦書（第6号様式）に關係資料を添えて行うものとするという規定をしているものでございます。

第10条におきましては、管理責任者の選任等の届出ということで、こちらについては第7号様式により行うものと定めているものでございます。

第11条につきましては、所有者の変更等の届出につきまして、所有者変更等届出書（第8号様式）に指定書又は登録書を添えて行うものとするという規定でございます。

第12条、滅失、毀損等の届出につきましては、毀損等届出書（第9号様式）により行うものとするという規定でございます。

第13条につきましては、所在の場所の変更の届出ということで、文化財の所在の場所の変更の届け出を行う場合には、所在場所変更届出書（第10号様式）により行うものとするという規定でございます。

第14条につきましては、所在の場所の変更の届出を要しない場合等を定めておりまして、31ページをごらんいただきたいのですけれども、第1号といたしましては、修理のために所在の場所を変更しようとする場合、第2号といたしまして、現状変更等のために所在を変更しようとする場合、第3号といたしまして、現状変更等のために所在の場所を変更しようとする場合、第4号といたしまして、修理のために所在の場所を変更しようとする場合、第5号といたしまして、勧告に基づいて行う出品又は公開、また、勧告に基づいて行う公開のために所在の場所を変更しようとする場合、第6号といたしまして、所在の場所を変更した後、1か月以内に変更前の所在の場所に復することが明らかな場合、これら第1号から第6号に該当する場合には、所在の場所の変更の届け出を要しないという規定でございます。

続きまして、第15条といたしましては、所在地等の異動の届出でございまして、この届け出につきましては所在地等異動届出書（第11号様式）により行うものとするという規定でございます。

続きまして、第16条といたしましては、保持者の氏名変更等の届出については、(1)、(2)に該当する場合に行うというものでございまして、保持者の芸名又は雅号の変更、保持者の心身の故障の場合には、保持者の氏名変更等の届け出を行うという規定でございます。こちらの第2項といたしまして、保持者の氏名変更等の届け出を行う場合には、保持

者氏名等変更届出書（第12号様式）、また、保持者の死亡又は心身の故障に該当する場合にあっては、保持者事故等届出書（第13号様式）により、認定書を添えて行うものとするという規定でございます。

第17条につきましては、管理、修理又は保存に関する勧告等を定めてございまして、文化財の管理又は修理に関する勧告書（第15号様式）により行うものとする規定しているものでございます。また、勧告につきましては、文化財の保存に関する勧告書（第16号様式）により行うものとするという規定でございます。

第18条につきましては、現状変更等の許可申請等ということで、現状変更等の許可を受けようとする者は、現状変更等許可申請書（第17号様式）を教育委員会に提出しなければならないという規定でございます。この現状変更等許可申請書には、必要に応じまして(1)から(5)の図書を添付するという規定が第18条第2項でございます。

第3項におきましては、現状変更等許可申請書による申請があった場合においては、許可する場合は現状変更等許可通知書（第19号様式）により許可を行う、許可しない場合には現状変更等不許可通知書（第20号様式）により申請者に通知するものとするという規定がなされているものでございます。

第18条第4項につきましては、現状変更等の制限につきまして(1)から(3)に該当するものについては許可が不要であるという規定でございまして、(1)におきましては、当該市指定重要有形文化財等をその指定当時の原状に復する場合には許可が不要であるという規定でございます。(2)といたしましては、市指定重要有形文化財等が毀損し、又は衰亡している場合にあって、当該毀損又は衰亡の拡大を防止するために応急の措置をとる場合には許可が不要であるということでございます。同じく(3)におきまして、市指定天然記念物の一部が毀損し、又は衰亡した場合に、復旧が明らかに不可能である場合において、その部分を除去する場合には許可が不要であるという規定でございます。

第5項におきましては、こちらの許可を受けたものが現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に着手し、又はこれを完了したときには、現状変更等着手（完了）届出書（第21号様式）により教育委員会に届け出なければならないという規定でございます。

第19条におきましては、現状変更等の届出は、現状変更等届出書（第20号様式）により行うものとするという規定でございます。また、その現状変更等届出書には(1)から(5)に掲げた図書を添付して行うものとするという規定が第19条第2項でございます。

第20条では修理の届出について定めておりまして、修理の届け出については、修理届出

書（第23号様式）により行うものとするというものでございます。

資料をおめくりいただきまして、34ページ、第21条ですけれども、埋蔵文化財の照会等の手続きについて、必要な事項は教育長が別に定めるという規定でございます。

また、第22条、文化財の公開に関する勧告書は、文化財の公開に関する勧告書（第24号様式）により行うものとする規定でございます。

第23条では委任について定めておりまして、この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定めるというものでございます。

附則といたしまして、この規則は、平成31年4月1日から施行するというものでございます。

資料36ページ以降は、ただいま申し上げました様式についておつけしているものでございます。

大変雑駁ではございますが、説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○伊藤教育長 それでは、もう前年度に文化財保護条例は皆さんに協議していただいて、第1回定例会で承認いただきました。それに伴って、規則の制定に急施を要したということで、専決という方法で進めましたので、ご了承いただくということよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○伊藤教育長 異議なしと認めます。よって、日程第3、報告第4号を承認いたします。

○伊藤教育長 次に日程第4、報告第5号、海老名市文化財保存整備委員会条例施行規則の廃止についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部長 それでは、資料61ページをごらんください。報告第5号、海老名市文化財保存整備委員会条例施行規則の廃止についてでございます。同規則につきまして、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により臨時に代理し廃止したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

資料をおめくりいただきたいと存じます。63ページをごらんください。2 廃止理由でございます。海老名市文化財保護条例の全部改正に伴いまして、海老名市文化財保存整備委員会条例を廃止するためでございます。

3 教育長の臨時代理をした理由でございますが、海老名市文化財保護条例の全部を改

正することにつきまして平成31年第1回海老名市議会定例会におきまして原案可決され、その附則におきまして海老名市文化財保存整備委員会条例が廃止となったところでございます。今回廃止いたしました海老名市文化財保存整備委員会条例施行規則については、廃止された海老名市文化財保存整備委員会条例の関連規則であることから条例と同日施行といたし、急施を要したものでございます。したがって、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により教育長が臨時に代理して廃止したものでございます。

資料をおめくりいただきたいと存じます。65ページが海老名市文化財保存整備委員会条例施行規則を廃止する規則でございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○伊藤教育長 先ほどの報告第4号と同じように、報告第5号も文化財保護条例の全部改正に伴って文化財保存整備委員会条例が廃止されて、それに伴う規則が必要でなくなったということでございますので、その承認とともに、条例を施行するに当たって廃止したということでございますのでご了承いただけますでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 異議なしと認めます。よって、日程第4、報告第5号を承認いたします。

○伊藤教育長 次に日程第5、報告第6号、海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部改正についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部長 資料67ページをお開きいただきたいと存じます。報告第6号、海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部改正についてでございます。こちらにつきまして、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により臨時に代理し一部改正したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

資料をおめくりいただきたいと存じます。69ページをごらんください。1 改正を要する規則でございますが、こちらは海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則でございます。

2 改正理由でございますが、海老名市文化財保護条例の全部改正、海老名市学校施設再整備計画策定委員会条例の廃止及び海老名市史編さん審議会条例の廃止に伴いまして、

海老名市教育委員会事務局及び教育委員会の組織等に関する規則に規定されている事項を整理するため、一部改正を行ったものでございます。こちらにつきましても、平成31年第1回海老名市議会定例会におきまして原案可決された条例と同日施行といたしたいため、急施を要したものでございます。

5 施行期日は平成31年4月1日でございます。

資料をおめくりいただきまして、資料73ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。新旧対照表の左が新で、右が旧でございます。旧の別表第2をごらんいただきたいと存じます。この中の海老名市学校施設再整備計画策定検討委員会、また、海老名市文化財保存整備委員会、海老名市史編さん審議会の3つの委員会、審議会につきまして、条例の廃止等によりこちらの委員会、審議会を廃止するために削除を行ったものでございまして、左の新旧対照表をごらんください。こちらの3つが新たな規則では削除されたところでございます。

また、新の海老名市文化財保護審議会につきましては、文化財保護条例の施行に伴いまして新たに追加されたものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○伊藤教育長 これも市議会の条例の廃止、または条例の全部改正の議決に伴って規則を改正したというものでございます。これについては質疑等はいかがですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 では、承認することにご異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは、日程第5、報告第6号を承認いたします。

○伊藤教育長 続きまして日程第6、報告第7号、海老名市指定文化財保存管理等事業補助金交付要綱の改正についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部長 それでは、資料75ページをごらんいただきたいと存じます。報告第7号、海老名市指定文化財保存管理等事業補助金交付要綱の改正についてでございます。こちらの要綱の改正につきまして、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第4条の規定により報告するものでございます。

報告理由といたしましては、海老名市文化財保護条例の改正にあわせまして、要綱を改

正したためでございます。

資料をおめくりいただきたいと存じます。77ページをごらんください。海老名市指定文化財保存管理等事業補助金交付要綱の改正についてでございます。1. 主な改正点につきましては、まずは(1)市指定重要有形文化財の補助につきまして、現行は一律2万円以内の補助でございましたが、通常の維持管理につきましては従来と変更なく、月2万円でございます。また、新たに設けたのが保存管理、修理または復旧事業につきましては、補助率2分の1の補助を行うというものでございます。なお、対象経費については50万円以上といたしまして、補助額は上限150万円ということで限度額を設定させていただいております。

(2)といたしまして、国県指定重要有形文化財の国県補助事業随伴補助ということで、6分の1または対象経費から国県補助額を控除した額3分の1以内のいずれか少ない額とするものでございまして、補助額は150万円を限度とするものでございます。わかりやすく簡単にご説明をさせていただきますと、例えば対象経費が300万円であったときに、まず6分の1というので、300万円の6分の1ということで50万円となります。また、一方、300万円のうち150万円、国と県から補助が出るとなった場合に、市の負担が150万円となります。その6分の1でございまして25万円となります。これを比べたときに少ないほうを選ぶというのが(2)の新たに設置したものでございます。

続いて(3)といたしまして、補助対象除外の追加ということで、無形文化財の保持者または保持団体が複数で団体を構成し、文化財の保存活用に関する市の補助金の交付を受けているときには補助対象外として追加したものでございます。具体的な例で申し上げますと、囃子保存会が無形文化財となっているようなケースで、そのような団体が複数ではやし連を構成している。そのはやし連に補助金を交付しているような場合には個別での補助対象とはいたしませんという規定でございます。

続きまして、3. 金額の根拠でございますけれども、こちらは県内他市の状況と比較し、設定したものでございます。県内他市の状況につきましてはこちらの資料に記載のとおりでございます。

なお、4. 運用については、今年度は従前と同様の維持管理について交付を行うということで、2万円の維持管理についての交付を行ってまいります。今後につきましては、各指定文化財の状況を勘案いたしまして、予算計上を新たにしていまいりたいと考えております。その際には、単年度に複数の補助事業が入らないように調整をしていまいりたいと考え

ております。

本要綱の改正につきましては、平成31年4月1日に施行いたしましたところでございます。

79ページからが海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金交付要綱でございます。こちらにつきましては83ページをごらんいただきたいと思います。83ページで別表といたしまして定めております。(1)については新たに設けた規定でございます、保存管理事業では、こちらに記載の4つに該当する保存管理事業について新たに補助金の対象とするというものでございます。また、修理事業、復旧事業についても同様でございます。

また(2)については、従前と同様の軽微な補修にかかる事業でございます、1件につき2万円以内でございます。

先ほど申し上げました6分の1または国県の補助額を控除した3分の1というのが(4)で規定されております。こちらの別表において補助対象事業を明確化したところがございます。

84ページ以降につきましては、こちらの補助金交付要綱で定めております様式でございます。後ほどご覧いただければと存じます。

以上、大変雑駁ではございますが、ご説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○伊藤教育長 海老名市指定文化財保存管理等事業補助金交付要綱の改正ということで、補助金の関係ですが、今までの維持管理は、市の指定ですと2万円だったものですが、それらの修理、また、補修等発生したときに、ここで要綱を改正して、市として限度額150万円は補助金を支払うことができるという要綱に変えたということでございますけれども、今までよりは、文化財保護条例を改正したことによって、市指定のものに対する修理等にもある程度の金額を出せるようになったということでございます。実際には令和2年度以降についてそれらを事前に予算化して進めてまいりたいというような形になると思います。何かございますでしょうか。

○松樹委員 文化財を指定していただいて、市の文化財を持っている方は、修理とかに莫大なお金と言ったら語弊がありますが、やはり専門ですので、びっくりするぐらいお金がかかります。でも、こうやって半分補助、150万円まで補助していただけるというのはすごいありがたいかなと思います。ほかの市町村を見ると300万円、500万円とあるのですが、対象は市指定の文化財で、これぐらいでという形の中で相談されて決められたんだなと思います。来年度以降に事業としてスタートしていくということなのですが、文化

財の破損状況だとか、修理状況だとかはわかっておられると思うので、所有者の方と相談しながら、うまくこちらからこれぐらいでできますよという金額を示しながら修理していきましょうとか、うまくやりとりしながら、計画的にこちらからアクションするような形で進めていただけたらと思います。そうしていかないと残っていかないものもありますので、やっていっていただければと思っています。

○海野委員 私も松樹委員のお話と同じなのですが、やはり文化財保持者の方が修理の必要性に気がつかないところもあると思うのです。こちらのほうでこれを直したほうがいいのではないですかとか呼びかけていけば、有形文化財も維持していけるのではないかなと思います。シロアリとかも気がつかないときもあると思うので、そういうことも注意していただきたいと思いました。

○伊藤教育長 本日は文化財係長がいないのですけれども、活用も含めてこの制度を紹介するという意味でも、またもう1度、改めて確認させていただく中で、今おっしゃられたことを進めてもらいたいという要望があったということによろしいですか。

○松樹委員 よろしくをお願いします。

○伊藤教育長 ほかにはいかがですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 では、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは、ご異議なしと認めます。よって、日程第6、報告第7号を承認いたします。

○伊藤教育長 次に日程第7、報告第8号、海老名市部活動支援員派遣要綱の一部改正についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部長 それでは、資料97ページをお開きいただきたいと存じます。報告第8号、海老名市部活動支援員派遣要綱の一部改正についてでございます。こちらの要綱につきまして、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第4条の規定により報告するものでございます。

報告理由といたしましては、海老名市部活動支援員の派遣時間及び謝礼金等について見直し及び改正を行ったためでございます。

資料99ページをお開きください。海老名市部活動支援員派遣要綱の一部改正についてでございます。2.概要をごらんいただきたいと存じます。現行要綱では、部活動支援員の活動時間は1日2時間以上となっておりますが、これを1日1時間以上に改めるものでございます。また、このことに伴いまして1日2,000円の謝金の額を、1時間以上2時間未満の場合1,000円、2時間以上の場合2,000円に改めるものでございます。

3.改正理由といたしましては、学校の実情に即した活動時間に改め、部活動支援員の活用を促進するためでございます。

4.施行日は平成31年4月1日でございます。

資料101ページから海老名市部活動支援員派遣要綱でございますけれども、資料111ページをごらんください。資料111ページが海老名市部活動支援員派遣要綱新旧対照表でございます。左側が新、右側が旧でございます。第8条でございますけれども、第8条第1号におきまして、改正前は、海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第3条第1号に規定する休業日以外の日額2,000円という規定でございましたが、こちらにつきまして、改正後、左の欄をごらんいただきたいと思います。1時間以上2時間未満活動した場合、日額1,000円。同じく第2号といたしまして、2時間以上活動した場合、日額2,000円と改正したものでございます。改正前の(2)休業日における活動につきましても同様で、1時間以上2時間未満活動した場合は日額1,000円、2時間以上活動した場合には日額2,000円と改正したものでございます。

なお、第9条におきまして、第9条は出勤簿等ということで、改正前は、支援員の派遣を受けた中学校の校長は、部活動支援員出勤簿を実施した月の翌月10日までに、教育委員会に提出するものとするという規定を、改正後は、支援員の派遣を受けた中学校の校長は、部活動支援員活動記録簿を教育委員会に提出するものと改めるものでございます。同様に2項におきまして、部活動支援員活動記録簿というものを新たに部活動支援員単独活動等報告書に改め、部活動支援員の出勤簿とあるのを部活動支援員活動記録簿と改めたものでございます。

大変雑駁でございますが、説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○伊藤教育長 部活動支援員の報酬についての要綱を改定したということでございます。過日、部活動支援員の説明会がございまして、そのとき支援員の方が非常に喜ばれたというか、ありがたいということで意見があったと聞いております。そういうことでございますけれども、ご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 これを活用する中で、また申請の方法とかなんかは精査しながら、実態に即したものにして、正しく活用されるように努めてまいりたいと考えますので、よろしくお願いたします。

それでは、これについてはご異議なしと認めてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 日程第7、報告第8号を承認いたします。

○伊藤教育長 次に日程第8、報告第9号、海老名市修学旅行検討委員会設置要綱の制定についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部長 資料113ページをごらんください。報告第9号、海老名市修学旅行検討委員会設置要綱の制定についてでございます。こちらの要綱につきまして、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第4条の規定により報告するものでございます。

報告理由でございます。海老名市立小中学校における修学旅行のあり方についての検討委員会を設置する目的で、新たに要綱を制定したためでございます。

資料をおめくりいただきまして、115ページをごらんください。115ページが海老名市修学旅行検討委員会設置要綱の制定についてという資料でございます。2.概要をごらんいただきたいと存じます。海老名市立小中学校が実施する修学旅行の内容のあり方、発注する方法等の検討を行うために、海老名市修学旅行検討委員会を設置し、協議・検討を行うものでございます。

4.施行日は平成31年4月1日でございます。

ページをおめくりください。資料117ページが海老名市修学旅行検討委員会設置要綱でございます。第1条で趣旨を定めております。

第2条といたしまして所掌事務で、今後の修学旅行の在り方に関する事、修学旅行にかかる保護者負担経費に関する事、その他委員長が特に必要と認めたことに関する事を所掌事務といたしております。

組織といたしまして、検討委員会は、委員20名以内をもって組織するもので、その構成は、単位PTA会長会代表、海老名市立小中学校保護者代表、また、学校からは、小中学

校校長会代表、同じく教頭会代表、総括教諭代表、教育委員会からは、教育部長、教育部次長、就学支援課長、教育支援課長で構成されております。

第4条では、委員長には教育部長を、副委員長は委員長の指名をもってこれに充てるという規定でございます。

資料118ページをごらんください。第5条につきましては会議の運営について定めておりました、第6条をごらんいただきたいと思っております。関係者の出席等ということで、委員長は、必要があると認めるときは関係者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができるという規定でございます。

第7条につきましては会議の公開ということで、検討委員会の会議は、公開で行います。なお、必要であると認めるときは、非公開とすることができるという規定でございます。

第8条では、検討委員会の庶務は、教育支援課において処理するという規定でございます。第9条では委任ということで、検討委員会の運営について必要な事項は、委員会に諮って定めることができるという規定でございます。

附則といたしまして、この要綱は、平成31年4月1日から施行するというものでございます。

大変雑駁ですけれども、説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○伊藤教育長 先ほど主な事業報告にもありましたが、既に第1回の検討委員会が開かれて、そのために既にもう要綱を設置して、4月1日から施行しているという報告でございます。

なお、傍聴等も可能だという規定でございますので、また、会議が終わったら、速やかにホームページ等に会議の概要を報告という形で市民に公開するという形はとっていきたいと考えておるところでございます。

それでは、海老名市修学旅行検討委員会設置要綱の制定について、ご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○松樹委員 メンバーなのですが、児童生徒の直の親御さんなり、先生なり、教育部長が構成メンバーですが、例えば第三者とか、コミュニティスクールに入っている方々に諮問して意見をもらうとか、そういうことがあってもいいのではないかなという気がします。今の子どもたちにとっての修学旅行の捉え方を第三者の方に意見を伺うとかという場面があってもいいのかなという気がしますし、逆に直に子どもたちの意見を聞く場面があつて

もいいのかないという気がしますので、その両面を考えて検討いただければと思います。

また、補助が、小学校で10,000円、中学校で15,000円入ります。補助が入るということは、やはり市民に向けても私たち委員会としても説明責任が出てきますので、その辺も頭に置きながら報告というか、話を進めて、内容を詰めていただければと思っております。

要望だけでございます。よろしく申し上げます。

○伊藤教育長 子どもたちの意見ですが、先ほど事業計画の中であったように、アンケート等を実施する予定でございます。あとは市民の方々に対していろいろな意見を請うということに関しては、また今後検討していくとしまして、要綱そのものは今書いてあるような内容で。要望という形でお話は伺いたいと思います。

○松樹委員 要望で結構です。

○酒井委員 情報提供としてホームページで公開するということに、今どのように修学旅行が実施されているのだろうか、ほかの学校はどんなふうなのかなとか、そういうのも保護者はすごく興味があることだと思うので、可能であれば現在の、この学校はこういうところに、こういう目的で行っていますというのがわかるようなものも一緒に添付していただくと、比較できていろいろ考えることができると思います。自分の学校しか知らない方がほとんどだからこそ、そのようにほかの学校の取り組みを見ることで、また考えが深まる部分もあると思うので、よろしかったらそういう資料の公開も検討していただければと思います。

○伊藤教育長 会議の報告の方法として、配付資料についても添付ということですが、量にもよりますが、また、公開できないものが、たまたま個人情報が入っていたりすることがありますので、それは精査しながら、配付資料についての公開をするということで、教育部長、よろしいですか。

○教育部長 はい。

○伊藤教育長 その方向で検討するということで。

○教育部長 はい。

○伊藤教育長 わかりました。

ほかにはいかがですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは、ほかに質問等もないようですので、報告第9号を承認すること

にご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第8、報告第9号を承認いたします。

○伊藤教育長 続きまして、審議事項に入ります。

日程第9、議案第13号、海老名市立歴史資料収蔵館設置条例施行規則の一部改正についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部長 それでは、資料119ページをごらんいただきたいと存じます。議案第13号、海老名市立歴史資料収蔵館設置条例施行規則の一部改正についてでございます。こちらにつきましては、海老名市立歴史資料収蔵館設置条例施行規則の一部改正について議決を求めらるものでございます。

提案理由でございますが、閉館時間の変更及び休館日の追加をする目的で、海老名市立歴史資料収蔵館設置条例施行規則の一部を改正したいためでございます。

資料をおめくりいただきまして、121ページをごらんください。海老名市立歴史資料収蔵館設置条例施行規則の一部改正についてでございます。歴史資料収蔵館の利用状況等から火曜日を休館日として追加、開館時間も他市類似施設と同様に17時閉館としたいため、閉館時間を繰り上げるものでございます。あわせまして文言修正及び字句訂正を行いたいものでございます。

1. 歴史資料収蔵館休館日等変更内容でございます。閉館日につきましては、現状が月曜日（月曜日が祝祭日の場合はその翌日）としているところを、今回の改正によりまして月曜日と火曜日を閉館日といたしたいものでございます。開館時間につきましては、9時から17時15分の開館時間を、閉館時間を15分繰り上げて9時から17時の開館時間としたいものでございます。また、文言修正、字句訂正を行いたいものでございます。

2. 開館日の減に対する対応といたしましては、現在、資料のデジタル化を進めておりまして、ホームページ上での資料公開などを進めてまいりたいと考えています。

また、3. 地元周知についてでございますけれども、自治会の回覧をお願いする予定でございます。また、こちらの閉館日につきましては地元の自治会とも協議を行ったところでございます。

4. 今後の予定でございますが、4月から5月、地元自治会や関係団体等との調整、また、広報・ホームページでの周知を行いまして、6月1日より施行いたしたいものでございます。

資料127ページをお開きいただきたいと思います。新旧対照表でご説明をさせていただきます。左側が新で、右側が旧でございますけれども、第3条といたしまして、改正前の旧では、開館時間は午前9時から午後5時15分までとするというのを、左側をごらんいただきたいのですけれども、午前9時から午後5時までとするというものでございます。

また、第4条といたしまして、休館日は、次に掲げる日とするというところで、月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。）というところを、左をごらんいただきたいのですけれども、月曜日及び火曜日と改めたいものでございます。なお、第7条、第8条、また、第11条におきまして、ゴシック体になっているところの文言整理と字句の修正を行いたいものでございます。

大変雑駁でございますが、説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○伊藤教育長 それでは、ただいまの説明について、ご質問、ご意見等があればよろしくお願いいたします。

歴史資料収蔵館は、あまりお客さんは見えられないのです。ただ、本当に好きな方とか、大学で歴史を研究している方々はかなりあそこの存在を知っていますので、そこの資料を見に来られる方もいらっしゃるということなので、活用としては、前にあそこで神奈川県古地図か何かを展示したときは人がいっぱい来て、私も行きましたけれども、そういういろいろな活用の仕方もあるかなと思います。あとは、資料をもう少し整理して、デジタル化することによって、公開することも可能かなと思っています。古文書を読める方でないと整理がつかないので、そういう方々に入ってください、少しずつ整理を進めているところでございます。教育委員さん方も久しぶりに見に行くと、2階に行くと貴重な資料がありますので、それを見ていただくのも1つかなと思います。

先日図書館の話があったので、教育委員会の外の施設についても、また改めて時間をとって、教育委員さん方に見ていただければいいかなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○伊藤教育長 それでは、海老名市立歴史資料収蔵館設置条例施行規則の一部改正についてはご意見等もないようですので、議案第13号を採決いたします。この件について、原案

のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第10、議案第13号を原案のとおり可決いたします。

○伊藤教育長 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしましたので、教育委員会4月定例会を閉会いたします。